

核燃料物質使用変更許可に係る審査対応の改善

令和3年10月5日
日本原子力研究開発機構
安全・核セキュリティ統括部

令和3年9月14日に実施した「審査等の進め方に関する面談」において、機構の核燃料物質使用変更許可に係る審査に対して、「基準要求を理解しない状態での申請や、申請書類の記載不備が多く、補正を前提として申請されるケースが多い。また、申請者が基準要求を理解しない状態にあることが散見され、審査が効率的に進められない。改善を求めろ。」との指摘を受けた。

機構の許認可審査対応に係り、これまでの取組み状況と課題認識、並びに今般の規制庁殿のご指摘を踏まえた機構の改善案について、以下にまとめる。

1. 許認可審査対応への取組み状況

- ◆ 本部組織（安核部・安推室）による拠点審査に対する審査支援、指導、助言、業務支援、拠点間にまたがる事項の調整、他拠点に波及する事項の周知等を実施している。
- ◆ 中央安全審査・品質保証委員会による機構大の専門家による審査（但し、使用施設は対象外）、「許認可申請書の記載事項の必要十分性を確認した整理表」に基づく拠点の審査プロセスの妥当性の確認を実施している。
- ◆ 許認可審査への対応における機構内での施設横断的なQMS上の維持、向上を図ることを目的として、令和2年2月、各施設の許認可担当者が一堂に会する「安全審査対応連絡会」を設置し、各施設の審査状況等の情報共有と相互支援の強化を図っている。（開催頻度：1回/3か月。ただし、重要事項がある時は臨時で開催。これまで計8回開催。）
- ◆ 「安全審査対応連絡会」メンバーによるメーリングリストを作成し、ヒアリングや審査会合の議事メモを速やかに共有し、各施設の申請において反映している。共有する際には、ヒアリング等におけるポイントや他施設にも共通するコメントを明記している。（令和2年度：260件、令和3年度（9/30時点）：137件）
- ◆ これら一連の取組みは、一定の成果を上げており、廃止措置施設（東海再処理施設、もんじゅ、ふげん、JMTR）、試験研究炉（HTTR、常陽）、大洗廃棄物管理施設、原科研廃棄物処理場においては円滑な審査に寄与していると考えろ。

2. 課題認識

- ◆ 機構における核燃料物質使用施設は、プルトニウム燃料開発室、照射後試験施設、加工施設、廃棄物処理施設など、32施設と、多種多様であるため、定常的な審査事例や実績が十分でない。
- ◆ 主要な炉施設等に比して、個々固有の事案が多いため、過去の審査実績や審査手法に縛られ、新規制基準などの最新知見に基づく他施設の審査実績やコメントを自施設のこととして受入れ難い環境にある。
- ◆ 炉施設等と比較して、許認可申請の機会が限られることから、許認可担当者への技術継承が円滑になされておらず、過去の指摘を使用施設の許認可担当者がよく把握できていない。

3. 対策対応

- ◆ 従来、安全・核セキュリティ統括部（安推室）においては、共通的なコメントへの対応等について、各施設の申請を支援してきたが、今後は審査実績の少ない施設に対して重点的に注意を払うなど、機構本部による一層のガバナンスの強化を図っていく（本部体制の強化検討を含む）。
- ◆ 過去には東海再処理施設、もんじゅ、ふげん、大洗廃棄物管理施設等における審査への対応が不十分であるとの指摘を受けて体制を強化してきた経緯がある。これらの実績を踏まえ、安全・核セキュリティ統括部長は、各施設の担当部長及び拠点の保安管理部長に対して、以下について業務指導を行う（連絡を発行する）。
 - (1) 許認可申請の十分な準備と審査対応ができるよう、各拠点及び各部における運用体制を確認し、必要に応じて体制強化を図る。
 - (2) 許認可審査対応に対する危機意識の醸成、業務管理の徹底を図るため、各拠点長及び各部長は対象業務担当者への意識づけを行う。

4. その他、要望事項

規制庁殿においては、現在、審査ガイドを整備中であると認識している。審査ガイドは審査官が参考とする文書であり、適合性を確認する一例を示した手引きであると承知しているが、申請者にとっても有益なものであることから、核燃料物質使用変更許可に関する審査ガイドの整備を是非とも進めていただきたい。

以上